

ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パ ラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナ ウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シ ード）

平成 29 年 10 月 11 日（告示第 1540 号）新規追加
平成 30 年 4 月 27 日（告示第 969 号）一部改正

動生剤基準のジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シード）の 3.4.5、3.4.7 及び 3.4.12.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品の液状不活化ワクチンについて同基準のジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シード）の 3.3.4 の規定を準用して試験を行うものとする。